

大矢社会保険労務士事務所 行動計画

2024年2月19日策定

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日～ 令和8年 3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：所定外労働を削減する

<対策> 2024年4月～

● 業務の効率化

2024年4月～ 業務上の問題点、工数のかかる業務の洗い出し

2025年1月～ 改善案策定、従業員を巻き込んだ解決案

2025年4月～ IT を利用した業務効率化

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする

<対策> 2024年 4月～

● 年次有給休暇の計画的付与

● 各人取得予定日の計画